# 戦後台湾精神医療史

---精神衛生法成立(1990年)の背景----

橋 本 明\*

#### 戦前と戦後のはざまで

駱明正 (Ming-Cheng M. Lo) は2002年の著書 "Doctors within Borders" において、従来の欧米の視点に立脚したコロニアリズム研究を批判的にとらえながら、「反植民地主義的な植民地主義者(anti-colonial colonizers)」を自認する日本の統治時代における台湾人医師のエスニシティと職業的アイデンティ形成とのあいだの複雑な関係を描いている。駱の論考がテーマにしてはいない精神医学分野に当アイディアを援用すれば、何人かの台湾人精神科医を思い浮かべることができる。ただその前提として、戦前の精神医学研究・教育の中心だった台北帝国大学から、戦後の国立台湾大学へと変更されたころの状況を概観しておく必要がある。

1928年に理農学部と文政学部の2学部からはじまっ た台北帝国大学には、1936年に医学部が設置され、 1938年に同学部に精神病学講座の設置が決まったあ と、1939年1月30日にその精神病学講座の教授に就 任したのが中脩三だった。中は1926年に九州帝国大 学医学部を卒業し、同大学の助手を経て、1934年10 月31日付けの辞令で台湾総督府立の精神病院である 養神院の医長および台北医学専門学校教授に就任し た。すでにこの時点で、台北帝大に新設予定の医学部 教授になることは決定済みだったと考えられる (な お、医学部設置後も、台北医学専門学校は帝大附属医 学専門部として存続した)2)。太平洋戦争中も台北に 留まっていた中脩三が、日本に帰還したのが終戦から 間もない1945年8月30日だった。中は1946年2月に 下田光造の後任として九州大学医学部教授に就任し た3)。台北帝大は1945年11月に中華民国政府に接収 され国立台湾大学となったが4)、中が主宰する精神病

学講座で助教授を務めていた黒澤良介はそのまま台湾 大学の副教授として徴用(留用)され、1946年12月 まで在職していた<sup>5)</sup>。黒澤は1947年6月に設置された 三重県立医科大学(のちの三重大学医学部)の精神科 の初代教授に就任した<sup>6)</sup>。

中脩三らが帰国したあと、1947年に国立台湾大学 の精神科教授に林宗義が赴任した。林は台北高等学校 を経て1943年に東京帝国大学医学部を卒業し、内村 祐之が主宰する精神科に入局した。終戦後までの3年 間を東大病院と東京都立松沢病院で研鑽を積んだあ と、1946年5月に台湾にもどった。だが、台湾大学 の精神科の病室は爆撃で破壊され、林が来るまでの 「留守番」をしていた黒澤と4、5人の看護人を除けば 精神科の教室員もいない状態だった。こうした「破壊 混乱の極みに達した大学精神科」で仕事をはじめたこ ろの林の唯一の聞き手、相談相手は父で文学者の林茂 生だったという<sup>7)</sup>。林茂生は東京帝国大学文学部を卒 業し、コロンビア大学などでも学んだ人物である。と ころが、戦後台湾の政治状況がこの父子にも暗雲をも たらした。それは、1947年2月28日に起こり、やが て台湾全土にも波及した、中国大陸由来の国民党政府 の支配・弾圧に対する台湾人の反乱・抵抗運動ともい うべき、いわゆる二・二八事件である。「高等教育を 受けたエリート層が次々と捕えられ殺害され」、林茂 生も事件勃発後に行方不明となり、「おそらく殺害さ れた」という8)。息子の林宗義も戦前の日本本土の帝 国大学で医学教育を受けた「エリート」として、苦悩 を経験することになる。林宗義は「外省人つまり中国 大陸から来た人が実権を握り、台湾はせっかく日本の 植民地から解放されたのに、実際上中国の植民地に

なってしまった」、あるいは「自分達台湾人は、漢民族であるが、一等国民としての中国人の扱いを受けられず、自分の持っている力を発揮できないという台湾人の「アイデンティティ・クライシス」の最中に私は帰国した」と述べている<sup>9)</sup>。

他方、日本統治下台湾の最高学府である台北帝国大 学に学ぶ台湾人も、「エリート」だったといえるだろ う。同大学唯一の人文社会学系の文政学部に比べて、 「政治的に問題のない階層」だとして台湾人にも比較 的開放されていたのが医学部だったとはいえ、そもそ も中等教育以上の教育機会が限られていた台湾人子弟 には「狭き門」だったことには変わりない10)。その医 学部第1回卒業生の宋尚徳は、卒業翌月の1940年4 月から台湾総督府立精神病院・養神院に勤務するとと もに台北帝大医学部副手を務めた。翌1941年4月に は養神院の医官補に任じられ11)、同年10月には宗本 尚徳と日本風に改姓名した12)。養神院時代には中脩三 の指導のもと学位を取得している13)。戦後、宋尚徳は まだ日本人スタッフが一部残留していた1945年11月 に養神院<sup>14)</sup>の院長に就任したが<sup>15)</sup>、1946年2月に病 気を理由に退任している16)。その後、1961年に刊行 された中脩三の還暦記念論文集に論文を寄稿した宋の 所属は「台湾省台中市宋医院」であり17)、この台中の 病院は「開業して大成功であった」が、1977年9月 から一時期、群馬県内の精神病院に在職していた18)。 宋の場合も、日本統治時代とその後の変化のなかで翻 弄された、台湾人のアイデンティティのゆらぎを垣間 見ることができるのではなかろうか。

1946年5月に台湾にもどった林宗義の足跡にもど りたい。当時の養神院には「分島俊先生と勝田「英 夫]19)先生という日本の医者が二人おられたが、やは り留守番で、私[林宗義]を見て、「ああよかった、 ひとつお願いします。さあ [日本へ] 帰りましょう」 となった」と林は述べているのだが、戦前戦後に養神 院に在職していた上記の宋尚徳は200、養神院関係者の 文脈では言及されていない。「台湾人医師はほとんど 一人も養成されていなかった」、「精神科を誰も希望し なかった」、あるいは「本当に精神医学にとって全く の無人の砂漠」だった台湾の状況を回想する文脈で、 「小児科の医者で精神科の当直医をやって生化学で博 士号を取った男が一人いて、「台湾大学精神科の〕教 授になりたいと申し出たそうである」と述べている。 林は名前に言及していないが、これは何開洽のことだ ろう21)。また、「宋尚徳という、台北大学の第一回卒 業生で、二年ばかり中教授のもとにいて精神科で学位をとったのが、台中で自宅開業していたが、これも教授をやりたいと申し出て来た」と述べている<sup>22)</sup>。一連の記述で台湾の「人材難」をほのめかす一方で、我こそが戦後台湾の精神医療を担っていくのだ、という林の自負心もうかがわれる。

台湾大学赴任後の林の活躍には目覚ましいものがあ る。「どこから手をつけたらいいのか」という局面で 考えたのが、まずは「医学部における精神医学教育に 重点を置こうということ」だった23)。林は、「臨床で 得た知識、社会精神医学研究で得た知識を、学生を訓 練しつつ、多数の患者にどうやって適用しようかとい うデリバリー・オブ・メンタル・ヘルス・サービス (delivery of mental health service) すなわち精神医療の 問題」へと関心を広げ、多職種の専門家の協力を得な がら、地域における公衆精神衛生プロジェクトを展開 していった24)。これは、「ただ病院に頼るだけの精神 医学が果たして台湾の民衆の需要に応えられるのかど うか (…) どこまで病院でやるのか、また病院に頼ら ない一つのシステムをつくる必要があるのではない か」と考える、当時は先駆的だった地域精神保健的な 考えに同調していた林の志向性と深く関わっていたに 違いない。だが、「台湾では、当時一つしか病院がな かった。六○○万人に一○○床である。あとは台大の 精神科病棟だが、あの時は内科病棟を借りて八床しか なかった」ため、「病院に頼らない一つのシステム」 を考えざるを得なかったという背景もあるだろう25)。 一方で、林はその当時、総合病院に精神科を作るとい う方向を断念し、「その代わり、民間精神病院を台中 に建設することを援助」し、「高雄に省立精神病院を つく」ったが、それでも精神医療施設建設を十分に進 められなかったことを遺憾の念を込めて回想してい る<sup>26)</sup>。1950年代には WHO の顧問として国際的な精神 保健関係の仕事に従事し、1960年代終わりからは北 米に研究拠点を移した林は、台湾での第一線の活動か らは徐々に身を引く立場になったように見える。戦後 台湾の精神医療の構築に、林がどのような影響を与え たのかの本格的な検証はこれからだろう。

戦後台湾には、林宗義のアイデンティティに代表されるように、戦前の日本支配の「残像」が認められる一方、台湾総督府などによって整備された精神医療に関わる病院や設備といったインフラもある程度引き継

### 戦後台湾精神医療史

表 1 日本統治下台湾の精神病院/精神病者収容施設の戦前と戦後

	名称	設立年	区分	戦前の設置運営主体	設立後、戦後までの状況
1)	台湾総督府立精神病院 養神院	1934	病院	台湾総督府	戦後に台湾省立の錫口療養院、台北療養院などに名称が変更されて引き継がれた。1979年には台北近郊の桃園市に移転し、台湾政府の衛生福利部の桃園療養院として精神科の医療サービスを継続。
2	台北仁済院	1922	収容施設	(「台湾慈恵院」→)財団法人	台北仁済院の設立は1899年。同院の精神病者収容施設の設置は1922年。1976年に財団法人台湾省私立台北仁済院へと変更。
3	高雄慈惠院 保養院	1933	病院	(「台湾慈恵院」→)財団法人	高雄慈恵院の設立は1921年。同院の保養院の設立は1933年で、1938年から精神病院法による高雄州代用精神病院に指定。1976年に高雄慈恵院は財団法人台湾省私立高雄仁愛之家へと変更。1990年に高雄仁愛之家の附設慈恵医院が作られ、精神科医療の提供を継続。
4	静和医院	1936	病院	(「台湾慈恵院」→)財団法人	彰化慈恵院として1904年に設立。1921年に台中慈恵院と改称。1936年に同院の静和医院が発足し、1937年から精神病院法による台中州代用精神病院に指定。1976年に財団法人台湾省私立台中仁愛之家に変更された。静和医院はその附設という位置づけで、精神科医療の提供を継続。
(5)	養浩堂医院	1929	病院	私立	精神科医・中村譲が設立。1938年から 精神病院法による台北州代用精神病院に 指定。1947年に中村が日本に引き揚げ、 廃院。
6	永康荘医院	1938	病院	私立	精神科医・竹内八和太が設立。1939年から精神病院法による台南州代用精神病院に指定。時期は不明だが、竹内が日本に引き揚げ、廃院。
7	台北愛愛寮	1923	収容施設	私立	社会事業家の施乾が設立。1944年に施 乾が死去したあと、妻で日本人の清水照 子が事業を引き継いだ。1976年に財団 法人台北市私立愛愛院と改称。
8	台南愛護寮	1929	収容施設	私立	台南商工業協会会長・王開運らが設立。 1946年に台南慈恵院に統合され、1976 年に財団法人台湾省私立台南仁愛之家へ と変更。
9	基隆養命堂	1932	収容施設	基隆市	日本統治以前の基隆街棲留所に遡るといわれ、1908年に移転し基隆養命堂と改称。1932年に基隆市に移管。戦後の状況は不明。

<sup>※「</sup>台湾慈恵院」は1904年に制定された台湾慈恵院規則にもとづく公立の組織だったが、1923年の民法施行にともない民法施行法第 19条による財団法人となった。

# がれた<sup>27)</sup>。

筆者は以前に発表した論文で、「日本統治下台湾の精神医療施設」として9つを挙げた<sup>28)</sup>。すなわち、①台湾総督府立精神病院養神院、②台北仁済院、③高雄慈恵院保養院、④[台中慈恵院]静和医院、⑤養浩堂医院、⑥永康荘医院、⑦台北愛愛寮、⑧台南愛護寮、⑨基隆養命堂である。これらの戦後の状況を概観して

おきたい。施設の性格としては、①、③、④、⑤、⑥ は精神病院だが、②、⑦、⑧、⑨は医療機関ではなく、救貧施設に併設された精神病者収容施設と位置づけられよう(表1を参照)。

①台湾総督府立精神病院養神院は、戦後、1945年 に台湾省立の錫口療養院、1966年に台北療養院など に名称が変更されて引き継がれた。1979年には台北 近郊の桃園市に移転し、現在は台湾政府の衛生福利部 が管轄する桃園療養院として精神科の医療サービスを 継続している。

次に、②台北仁済院、③高雄慈恵院保養院、④ [台 中慈恵院]静和医院、⑧台南愛護寮の4施設は、戦後 にほぼ類似の変遷をたどっている。つまり、②、③、 ④については台湾総督府の救貧制度として1904年に 制定された台湾慈恵院規則にもとづく公立の組織だっ たが、1923年の民法施行にともなってこれらはすべ て民法施行法第19条による財団法人となった<sup>29)</sup>。日 本統治が終わった戦後も継続したと考えられるが、 1976年の政令・省令で「仁愛之家」を冠した名称に 一律に変更された。⑧台南愛護寮は台南商工業協会会 長の王開運らが設立した民間救貧施設だったが、1946 年に台南慈恵院に統合されたあとは、同様に「仁愛之 家」へと名称変更が行われた<sup>30)</sup>。また、精神医療とい う点では、④ [台中慈恵院] 静和医院と③高雄慈恵院 保養院の後継組織は、今日も精神科の医療サービスを 提供している。すなわち、かつての④ [台中慈恵院] 静和医院は戦後に新たな財団法人の傘下となり、1976 年以降は「財団法人台湾省私立台中仁愛之家」の附設 静和医院となっており31)、③高雄慈恵院保養院の戦後 の状況は不明だが、少なくとも1990年に「財団法人 台湾省私立高雄仁愛之家」の附設慈恵医院が新たに作 られた<sup>32)</sup>。

他方、⑦台北愛愛寮は、⑧台南愛護寮と似た性格の 民間救貧施設としてはじまり、社会事業家の施乾が設立した。1944年に施乾が死去したあと、妻で日本人 の清水照子が事業を引き継いだ。1976年に財団法人 台北市私立愛愛院と改称され、現在は夫妻の子の施武 靖が同院長である(図1)。

日本人医師が設立した⑤養浩堂医院<sup>33)</sup>と⑥永康荘医院<sup>34)</sup>は、戦後にいずれも廃院となっている。⑨基隆養命堂については不明である。

このように、戦前戦後の病院や施設の連続性もみられるが、台湾全体を見れば国民党政府が大陸から台湾に逃れ、多くの移民が流入して社会が混乱し、長期にわたる戒厳令下で、精神医療は深刻な影響を受けた。上述の林宗義と類似の経験は、1945年に北海道帝国大学医学部に入学したものの翌年には台湾大学に転入した林憲も、日本語から北京語と英語による教育への変化などのカルチャーショックなどとともに語っている。林憲は赴任したての林宗義から精神医学を学んでいるが、新政府によりアメリカ式の医学が持ち込まれた。1950年代の終わりころには医学部の多くの卒業生がアメリカへと出国する「頭脳流失」が起こった。これは、地域精神医療と精神保健に無関心な政府の態度とあいまって、台湾の精神医学界の長期にわたる低迷を招いたという35)。他方、同じく台湾大学の林宗義



図1 財団法人台北市私立愛愛院内にある「施乾先生紀念碑」(2018年9月21日、筆者撮影)

のもとで精神医学を学んだ簡錦標<sup>36)</sup>によれば、「終戦後日本人の引き揚げ、国民党と共産党の内戦等精神病患者の治療はグラウンドゼロに等しい状態」であり、精神障害者の救済収容から入院治療へと政策転換したのは1980年代からだったという<sup>37)</sup>。また、医師、政治家であり、台湾医療史の著作もある陳永興の言葉を借りれば、1980年代になってようやく国家に重視されるようになった精神医療システムは、それまで中心だった精神障害者の社会救済から、精神障害者の医療へと転換するものだった<sup>38)</sup>。

ただ、1980年代まで台湾の精神医療政策にほとんど動きがなかったわけではない。日本統治から解放された1940年代終わり、50年代以降の「台湾省議会議事録」からは、精神科病床の充足への要望など戦後日本と類似の課題を抱えていたことが読み取れる。

以下では、精神医学の専門家の語りだけからは拾うことができない戦後台湾の精神医療政策の変遷を、この議事録に記録されたさまざまな議論を手がかりにたどってみたい。「台湾省議会議事録」のテキストは台湾の國史館臺灣文獻館の「臺灣省議會史料總庫」<sup>39)</sup>で公開されているものを参照している。

# 台湾省議会での議論

精神医療改革に関する議会での議論を、精神科病床の整備、および2つの問題、つまり蛍橋国民小学校での傷害事件と「仏教寺院」の龍發堂の患者処遇という点から記述していきたい。

1948年7月の議会(1948年7月1日~12日 臺灣省 參議會/第一屆/第五次定期大會)の議事録には、すで に精神科病床の増床の要望があったことが記録されて いる。

議員の劉傳來から、「当局は台湾の約2万人の精神障害患者に無関心である。すぐに救済のために精神病院の設立を」という発言があり、それに対して当局は「本省には省立錫口療養院が設置されている。150床で精神病患者を治療することを専門とし、医療費とすべての生活費を免除している。現在、この病院にはまだ20、30床の空きがある。(…)この病院が満床になれば、各省立病院に精神科増設を計画することができる」と答えている40。この段階では、まだ病院設立の緊急性はないと政府は捉えていたと考えられる。上述したが、錫口療養院とは、かつて台湾総督府が設置した精神病院の養神院の後継施設である。

しかし、精神科病床の増床の要望は続く。1952年6月の議会(1952年6月10日~8月21日 臨時省議會/第一屆/第二次定期大會)では、議員の姜阿新から「精神科病床の増設をお願いしたい。光復[日本統治の終了]後、各地でこの病気が激増しているが、病床が限られて入院できないことが多く、気の毒だ。病床を増設して、病院に入る機会を与えてもらいたい」という発言がなされている<sup>41</sup>。

さらに、1955年12月の議会で精神病院の建設を訴えていた議員の張振生<sup>42)</sup>が、1960年6月の議会(1960年6月2日~8月31日臺灣省議會/第二屆/第一次定期大會)でも、同年に設置された省立精神病院である高雄療養院に期待を寄せつつ、「精神病院は病室も病床も不足しており、これまで多くの患者が治療できず、社会に大きな影響を与えている」と述べるなど<sup>43)</sup>、台湾での精神科病床の不足は、多くの議員の共通認識となっていた。当時の議員の質問は当局の衛生部門ではなく社会部門に向けられることが多かった。それは精神疾患が純粋に医学的な問題ではなく、社会問題や社会的救済の問題と捉えられていたことを反映し、社会部門が管轄する貧困層の慢性精神障害者の処遇に関心が集まっていたからである<sup>44)</sup>。

この病床不足の認識をベースとする精神病院再編への新たな動きがわかるものとして、1969年5月の議会(1969年5月19日 臨時省議會/第四屆/第三次定期大會)の議事録がある。議員の何寶珍が、「地元の医療プログラムに利益をもたらすために、桃園地区に近代的な精神病院と総合病院を設立するための特別資金を調達するよう政府に要請する」と述べている。議員が提案する理由とは、「現在、省立精神病院は台北、高雄、玉里の3か所にしかなく、病床数は1,200床と人口に比べて少ない。日本占領時代の建物である省立台北療養院は老朽化しており、台北の都市部に位置するため旧式のモデルで拡張するのは適切でなく、社会のニーズを満たすことができず、良策ではない」という⁴50。省立台北療養院は、かつての日本統治下時代に設置された養神院の建物を引き継いでいた。

ここで、議事録で言及されていた台北、高雄、そして花蓮県の玉里という台湾の北部、南部、東部の3か所に設置された省立の精神病院の成り立ちを、台湾政府の衛生福利部の出版物『走過百年風華—衛生福利部所屬醫院轉型紀實』46)をおもに参照して記述しておきたい。

上述したが、台北の省立精神病院は台湾総督府が1934年に設立した精神病院・養神院を引き継いだものである。議会での何寶珍からの要請にあったように、それを台北から、(現在の国際空港付近の) 桃園に移転新築するという提案だが、結局、この移転が実現したのはこの議会から10年後の1979年だった。名称も、「省立桃園療養院」に変わった。

高雄では、「省立高雄療養院」が1960年に設立された。林宗義が「高雄に省立精神病院をつく」ったと言及していたものである。アメリカの援助を得て建設されたこの病院の理念に関して、当局の社会部門と衛生部門との対立があった。計画段階では貧困の慢性精神病患者を受け入れる療養施設を考えていた前者に対して、その計画を引き継いだ後者は治癒可能性のある患者の治療施設を完成させた。治療を重視するコンセプトは林宗義などのエリート医師の影響が考えられる。しかし、これでは貧困慢性患者の入院需要に応えられないとして、当初は「二度と繰り返してはならない失敗例」と批判されたという47)。1984年には、行政院の直轄市である高雄市に帰属する「高雄市立凱旋醫院」と改称され、現在に至っている。

玉里には1957年に精神科の「玉里榮民医院」が設立されていた。「榮民医院」というのは、中国大陸から国民党政府とともに移住してきた退役軍人のための病院で、これらの軍人のうち8万人以上と推定される高齢・病弱者の治療・看護が目的だった。設立時、玉里の榮民医院には1,100人以上の精神病患者が収容さ

れ、精神科としては台湾最大の規模の病院だった。当 初に患者が収容されていた台湾北西部の苗栗で周辺住 民の抗議があり、人口が少ない東部の玉里が選ばれた という<sup>48)</sup>。1966年には同じ玉里に「省立玉里養護所」 が設置され、榮民医院が病院の土地、設備、スタッフ に関して全面的に協力する形ではじめられた $^{49}$ 。1994 年には「省立玉里醫院」と改称された。他方、玉里榮 民医院は退役軍人のケアという重要な国策の一部を担 い、軍の土地と建物を利用するなど「半軍事化管理」 のもとにある機関だった50)。当初の病院設備こそ貧弱 だったが、1990年代には周囲のコミュニティと一体 化した、治療共同体「玉里モデル (Yuli model)」で国 際的に知られることになる51)。現在は「臺北榮民總醫 院玉里分院」として継続している (図2)。現在の台 湾の行政機構でいえば、衛生福利部が管轄している省 立玉里醫院と行政院国軍退除役官兵輔導委員会が管轄 している臺北榮民總醫院玉里分院という、2つの大規 模の精神病院が人口3万人足らずの玉里に存在してい ることになる<sup>52)</sup>。

その後、これまで述べてきた台北、高雄、玉里に続いて、政府は新たに台湾の三地域に省立の精神医療施設を開設した。1983年には中部の「省立草屯療養院」、1990年には北部の省立桃園療養院の八里分院(1998年には「省立八里療養院」に昇格)、1998年には南部の「省立嘉南療養院」が開院している。上記の桃園療養院、玉里醫院をふくめて、1999年に各省立の精神医療施設はすべて行政院衛生署の所属病院に改めら



図2 臺北榮民總醫院玉里分院の入口(2023年9月20日、筆者撮影)

れ、さらに2013年には衛生福利部の所属となった。

このように、1960年代終わりから議会では精神医 療改革の兆しも見られ、実際的にも公的な病院建設が すすめられ、今日につながる精神医療システムの基盤 が整備されてきている。が、上述の陳永興の戦後台湾 の評価にもあったように、精神医療システムは1980 年代になってようやく政府に重視されるようになり、 精神病者のガバナンスは救済・収容を強調していた社 会問題から、疾病治療に着目する医療問題へと転換し た53)。だが同時に、陳が1981年に発行した著書で明 るみにしたのは、当時の台湾における精神医療施設の いまだ遅れた現状だった。この著書は、陳の当時の勤 務先だった台北市立療養所の所長・葉英堃らの協力を 得て1980年2月から4月にかけて行われた、台湾全 土の80か所の公私立精神病院とそのマンパワーに関 する調査にもとづくものである。調査では、精神科の 病床や病院、精神科医が不足している現状や、医療を 受けられずに放置あるいは自宅に監置されている患者 の状況が明るみにされている。そのうえで陳は、精神 医療の施設やサービス、精神医療に関わる人材養成、 精神病患者の権利と福祉などを規定する精神衛生法規 の早期の制定を訴えている54)。

その後、台湾では精神衛生法の制定に向けた議論が 進んでいくのだが、法制定に影響力があったとされる 2つの問題を検討したい。

1つ目は、1984年3月30日に台北市内の、螢橋國 小(蛍橋国民小学校)で43人の生徒が精神障害者に 硫酸をかけられたという事件である。これについて、 事件から数日後の議会(1984年4月3日 臺灣省議會/ 第七屆/第五次定期大會/第四次會議)で、議員の張郭 から、「螢橋國小の精神分裂病のケースのように、衛 生部側がもっと研究しなければ学校の安全は維持でき ない」という発言があった550。その後、おそらく螢橋 國小事件を踏まえてと考えられるが、同じ年の7月の 議会(1984年7月19日臺灣省議會/第七屆/第九次臨 時大會/第二次會議)では精神衛生法の制定を促す発 言がある。議員の蔡介雄は、「精神病患者は社会を混 乱させている。政府には、精神病患者を適切に治療・ 保護し、社会の安全を守るため、早急に「精神衛生法」 を制定することを勧める」と56、また、議員の蘇洪月 嬌も、「政府は精神病患者の問題に注意を払い、でき るだけ早く精神衛生法を制定し、医療スタッフと施設 を充実させて、社会に害を及ばないようにするために 予算を充実させる必要がある」と発言している<sup>57)</sup>。

先にも引用した『走過百年風華—衛生福利部所屬 醫院轉型紀實』によれば、螢橋國小事件の余波で1986 年から政府による医療保健計画の策定が推進され、そ の中でも精神疾患予防・治療ネットワークの構築を急 がせた。その結果、行政院衛生署が「精神医療網」を 定め、台湾を6地区に分けて、拠点病院を中心に地域 精神医療を展開することになった<sup>58)</sup>。

台湾の精神衛生法制定を促進した2つ目が、精神障害者への鉄鎖などによる日常的な拘束など劣悪な処遇で批判された「龍發堂」の問題である。龍發堂(Lung Hwa Tang)は自称「仏教寺院」であり、1970年代に高雄市郊外で活動をはじめた。目下、高雄市内で精神科クリニックを開業している文榮光は、1980年代に龍發堂で比較文化精神医学的な調査研究を行い、民間の宗教的な施設が精神障害者処遇に果たす役割とリスクを明らかにし<sup>59)</sup>、21世紀に入ってからも同施設に関する研究成果を発表している<sup>60)</sup>。以下では、文の記述などを参照して、龍發堂が問題化した過程を追ってみたい。

龍發堂は、1970年代はじめにひとりの修行僧、釋開豐によって設立された。精神障害者の世話をある家族から依頼され、平癒に導いたことから、次々に精神病の患者を預かりはじめた。1980年に建てられた初期の患者収容施設はニワトリ小屋のように見え、しかも違法建造物だった。やがて、釋開豐は龍發堂の開祖として信者にとっては絶大なるカリスマ的存在へと成長していく。だが、1984年に詐欺事件に絡んで逮捕・投獄された。6ヵ月後、出所した当日には、何百人という信者が歓迎のために刑務所の入口に詰めかけたという。

それからしばらく経過した1986年からの議会では、精神障害者の収容施設として名を知られるようになってきた龍發堂に関する議論が活性化している。議論のポイントは、龍發堂が寺院としての規定に合わずそもそも寺院として登録されていないという民政部門の問題と、多数収容されている患者の治療と保健という衛生部門の問題に分けられる<sup>61)</sup>。これらについては、たとえば、龍發堂に正式な寺院や財団法人の「仁愛之家」を設立すること、行政の衛生担当職員の継続的な派遣、あるいは精神医療施設を設立・増設して、そこに龍發堂から患者を移すといった案が出されている<sup>62)</sup>。これらは龍發堂の改善に関わるものだが、精神

衛生法については、1986年 4 月の議会(1986年 4 月 3 日 臺灣省議會/第八屆/第一次定期大會/第八次定會議)で、議員の黃秀孟から「精神衛生法の起草が長引いているという。精神病患者の人権確保や医療問題のため、早急な施行を政府に求め、できるだけ早く、龍發堂の精神病患者の入院の合法化を促進し、宗教の精神的な力と現代の医療技術を組み合わせて治癒率を向上させることを求む」という発言があった。ここでは早期に精神衛生法を制定し、龍發堂の患者を法の保護のもとに置くことと同時に、宗教的な治療への可能性も言及されている<sup>63)</sup>。

翌1987年の議会でも龍發堂の議論は続いている。議員からは、龍發堂は社会問題となっており、龍發堂が精神障害者のケアに一定の役割を果たしていることを評価しつつも、患者に対する治療の能力、方法、管理には大きな責任を負うことができず、台湾政府として解決すべき問題だと指摘している。政府側からは、省立の草屯療養院や桃園療養院にはまだベッドに空きがあるので、希望に応じて支援していく旨答弁している64)。

1987年には、7階建てのビルへと拡張されていた、 龍發堂に隣接する精神障害者の収容施設が違法だとし て、地方政府が現地調査に踏み切った。だが、ビルを 取り囲んで集まる収容患者らに阻止されて、調査はで きなかった。1990年代には、収容患者は800人以上に 達した。龍發堂の僧侶たちは、治療の目的で鉄の鎖を使って患者を拘束していた<sup>65)</sup>。ここでの患者の身体的拘束は国際的にも知られることになる。1998年に台湾出身の写真家・張乾琦が Magnum Photos で発表した一連の写真の影響も大きい<sup>66)</sup>。

さて、龍發堂問題は継続する一方、全52条からなる精神衛生法が1990年11月23日に立法院で可決され、同年12月7日に公布された。この法を起案したとされる林憲(当時・国立台湾大学教授)は、日本の教育を受け、わが国の精神医学研究者と緊密な関係にあったことなどから、「保護人」制度等、日本の精神保健法との類似点も多かった<sup>67)</sup>。「保護人」とは、当時の日本の精神保健法で規定していた「保護者」に近似し、家族に精神障害者を保護する包括的な法律的義務を課すものだった<sup>68)</sup>。

1990年の精神衛生法制定以降も龍發堂の精神障害者収容施設は存続していたが、2017年末に収容施設内で結核とアメーバ赤痢が発生し、2018年1月に行政(高雄市衛生局)によって強制的に同施設が解散させられるという事態を招いた<sup>69)</sup>。収容患者は徐々に別の精神医療施設などに移されることになった。2018年8月の時点では、感染しておらず病状が深刻でない39人の患者が龍發堂に残ることを主張したが、そのほかの464人の患者は公立・私立の精神医療施設に移送されたという<sup>70)</sup>(図3)。



図3 龍發堂に隣接する、現在は使われていない旧・患者収容施設の内部 (2019年9月8日、筆者撮影)

#### 精神衛生法の制定:その過程と政治的背景

これまで、精神衛生法の制定に向けた議論や影響を与えた事柄について述べてきた。それらは精神障害者に対する治安や処遇、人権問題などが法制定の原動力となったという、一見すると理にかなった分かりやすい説明にはなっている。だが、それは歴史の表層をたどっているに過ぎない。そう思わせるのが、唐文慧による台湾の精神衛生法の成立過程を分析した論文71)である。この分析を中核にして、精神衛生法制定議論を別の角度からながめてみたい。

1990年の精神衛生法制定に尽力した陳永興は、成 立時にはこの法が台湾の精神医療の発展に寄与すると いうポジティブな考えを表明している<sup>72)</sup>。上述したよ うに、1980年に台湾全土の80か所の公私立の精神医 療施設を調査し、精神衛生関係法規の必要性を訴えて きた陳にしてみれば、当然の期待だろう。一方で、精 神衛生法成立に対して批判的な見解も存在していた。 龍發堂がその創立から20年が経過した1990年の時点 でも存続し続けているのは、薬物療法の効果が望めな い重度の精神障害者の家族からは支持されてきた証で あり、医学界はそのことを反省していないなどという 主張である73)。その医学界では不人気だった精神科の 領域が、1980~1990年にかけての精神障害者をめぐ る社会的な論争をとおして、また精神衛生法の立法の 過程で発言権を増し、専門職としての自主性や権威を 獲得するチャンスだったという、法制定を利用する精 神科医たちのしたたかさも指摘されている74)。

もっとも、精神衛生法に限らず、法律が成立する過程には関係者の利害をめぐってさまざまな対立と妥協がつきものだろう。だが、これは戦後台湾にとって必ずしも当然のプロセスではなかった。唐文慧によれば、台湾の歴史的発展の構造的制約が、法律の深さと広さに影響を与えてきた<sup>75)</sup>。日本統治から解放されたものの、中国大陸に由来し蔣介石が率いる中国国民党(国民党)政府に接収された台湾には1949年には戒厳令が布かれ、長らく一党独裁の政治体制が続いた<sup>76)</sup>。そのため、国家組織は行政が支配的で立法と司法の実効性が弱い構造となり、行政主導的な法制定が導かれたと評されている<sup>77)</sup>。

1990年の精神衛生法の制定には、行政機関(行政院衛生署)と立法機関(立法院)の双方がリーダーシップを発揮した。しかし、結果的には行政の力が相対的に強く、おもに行政院衛生署が精神医学の専門家から意見を集めて法案が起草された78)。それは、数十年つ

づいた戒厳令が政策決定に影響を与える市民社会の成熟をはばみ、その市民社会の意見を反映させる立法機能の整備が遅れていたことにも一因があるだろう。

とはいえ、精神衛生法制定の1990年に至るまでの、 いわば民意を反映させる立法機能の整備は徐々に進め られていた。1970年代に最高権力者となった蔣介石 の息子、蔣経国のもとで、台湾政治にも変化があらわ れ、国民党以外の政治団体が成長し、民主化運動への 基盤がつくられていった<sup>79)</sup>。それが1986年に結成さ れた民主進歩党(民進党)である。しかし、当初は正 式に党名を名乗ることができず、「党外派」の「公共 政策研究会」として参選していた。1987年に戒厳令 が解除され、1989年に民進党が合法化された。同年 に行われた戒厳令解除後はじめての立法委員(日本の 国会議員に相当)の改選では、国民党が72議席(得 票率58%)を獲得した一方、民進党は21議席(得票 率27%) と票を伸ばした。さらに1989年の選挙は、 立法委員だけではなく、県市長および省市議員の選挙 も重なる「3項公職人員選挙」であり、地方レベルに おいても民進党の躍進は顕著だった。「これまで長期 間にわたり、国民党は法的根拠に基づいて他政党の存 在を認めず、選挙を独占していたが、こんどは野党候 補と対等に選挙戦を闘わなければならなく」なり、こ こに国民党と民進党の「与野党の対決」という構図が 立ち現れた80)。

唐文慧も指摘するように、1990年の精神衛生法の成立はまさに当時の台湾における政治構造の転換期にあたり、特に精神科の医師出身の立法委員、あるいは龍發堂に近い地元民から選ばれた立法委員などは、精神衛生法の制定議論をとおして住民を納得させ、自らの信頼と選挙票を得る機会となった810。

唐はその代表的な人物として、しばしば言及してきた精神科医で政治活動家でもある陳永興と<sup>82)</sup>、1989年の選挙で民進党から台南市選出の立法委員に当選した精神科医の洪奇昌をあげている<sup>83)</sup>。洪は精神衛生法制定を支持し、その制定に反対する龍發堂に患者を預けている家族200人以上に囲まれて抗議を受けた。洪は家族に対して、自分は野党の立場で政府を批判し、政府が精神障害者のケアを適切に行っていないことを明るみにだすために精神衛生法の成立を主導したが、それは医師のためではなく、患者家族のために行っていると説明したという<sup>84)</sup>。また、国民党の高雄県選出の立法委員である黄河清は、同県内の派閥対立から精神衛生法への支持を表明したとみられ、やはり龍發堂

の開祖らの抗議活動を受けている85)。

一方、陳信諭によれば、国民党の高雄県選出の立法委員である王金平は、龍發堂のある路竹の地元議員であり、多くの龍發堂の患者家族が立法院に陳情に来たという。王は龍發堂に理解を示し、彼らにとっては龍發堂の存在意義はあり、龍發堂のような施設に収容されている患者を政府が適切に取り扱う必要があると語っている。立法院で龍發堂を支持する発言していた他の有力議員として、民進党の雲林県選出の立法委員で、「民主戦艦」の異名を持つ朱高正が挙げられる。朱は、精神病院や精神科医が十分に確保できないうちに、精神衛生法が患者の拘束を禁止することへの懸念を表明していた<sup>86)</sup>。

これら立法委員らの精神衛生法の制定過程での発言やエピソードは、筆者が入手した限りの文献にもとづくもので、その全体像を十分に把握しているわけではない。しかし、精神衛生法の議論の背景には、法案の内容の是非とは異なる次元の、民主化から日が浅い台湾の人々の投票行動を意識した政治家の政治姿勢や政党・派閥間の利害対立があったことは確かだろう<sup>87)</sup>。

戦後台湾の精神医療は、台湾の特有の文化的・政治的状況を反映して展開した。他方、戦前の日本統治下のインフラを受け継ぎつつ、精神科病床の不足といった戦後日本と類似の課題を抱えていた。1990年に制定された台湾の精神衛生法も、日本と比較可能な部分を多く持っている。だが、2007年に同法は改正され、2008年の施行後に強制的な入院が顕著に減るなど患者の人権保護がさらに進み<sup>88)</sup>、日本の「当事者・家族への人権意識を欠いた精神科医療制度」は、台湾などの法制度を「手本にしなければならない」とさえ指摘されている<sup>89)</sup>。日本の諸制度との比較研究という点からも、変革のスピードが速い台湾の精神医療の行く末が今後も注目される。

## 漢字表記について

原文から直接引用している箇所や固有名詞などは、可能な限り中国語の繁体字を使用している。ただし、統一感は欠けるものの、必要に応じて日本語で通常使われている漢字に変換している部分もある。

#### 謝辞

本論文の作成までには多くの方々の助言や協力があった。以下に氏名等を列挙し、謝辞としたい。

文榮光、陳永興、原義和、林俊昇、施美代、施武靖、今井 友樹、許筠靈、林知遠、黄嫒齡、龍發堂の関係諸氏(敬称 略、順不同)

#### 付記

本論の内容の一部は、第25回日本精神医学史学会(2022年10月15日、信州大学医学部、松本市)で、演題「戦後台湾精神医療史――精神衛生法成立(1990年)まで」として発表した。また、本研究は JSPS 科研費 20K00272(研究課題「台湾精神医療の近現代史――日本統治時代とその後」)の助成を受けたものである。

#### 注

- \* 愛知県立大学教育福祉学部教授
- 1) Ming-Cheng M. Lo: *Doctors within Borders: Profession, Ethnicity, and Modernity in Colonial Taiwan*. University of California Press, Berkely / Los Angeles / London (2002).
- 2) 橋本明「養神院の誕生――台湾総督府の精神医療プロ ジェクト」『社会福祉研究』23,35-46 (2021).
- 3) 中脩三先生門下生 関西在住有志編『恩師 中脩三先生を偲ぶ』 (1991).
- 4) 国立台湾大学のホームページ (https://www.ntu.edu.tw/english/about/history.html) 参照。
- 5)風祭元「太平洋戦争終結以前の台湾の精神医学・医療」『精神医学史研究』10(1),57-66 (2006).
- 6) 野村純一教授退官・精神科教室五十周年記念事業会 『野村純一教授退官 精神科教室五十周年 記念誌』 三重 大学医学部精神神経科学教室 (1998).
- 7) 林宗義『精神医学への道——東西文化に跨って』. 東京大学出版会 (1984). p. 7.
- 8) 井上新平「シリーズ 日本の精神医学を築いた人々 [第5部] 林宗義——20世紀を駆け抜けた巨人」『臨床 精神医学』44(6), 879-883 (2014). また、中井久夫「林宗 義先生のこと」(林宗義 (1984): 前掲書所収, p. 275) に よれば、陳 儀 将軍が差しまわした車に林茂生を「駕し て去っ」たのは1947年3月11日で、その後「再び帰ら なかった」という。
- 9) 林宗義 (1984): 前掲書, p. 7.
- 10) 黄昭堂『台湾総督府』. 筑摩書房 (2019), pp. 252-256.
- 11) 台湾総督府文書「宋尚德(任臺灣總督府精神病院醫官補;俸給;勤務)」(1941年2月10日) に付けられた履歴書を参照。ところで、日本統治下の救貧施設である財団法人・台中慈恵院のもとにつくられた精神科の静和医院の院長を、宋尚徳が1941(昭和16、民国30)年~1945(昭和20、民国34)年に務めたとする台湾の当該後継施設が作成しているホームページ(http://www.cott.org.tw/about)の記述がある。だが、宋は1941年4月に

養神院の医官補に任じられており、この記述は誤りではなかろうか。1937年に精神病院法にもとづく代用精神病院に静和医院が指定されたときの台湾総督府文書「代用精神病院指定ニ關スル件(臺中靜和醫院;告示第百一號)」によれば、医長(静和医院の院長は台中慈恵院の院長が兼ね、さらに台中慈恵院の院長は台中州知事が兼務することになっていた)は、養神院で医官補の経験がある結城幸一とある。したがって、宋と結城が取り違えられている可能性がある。

- 12) 『台湾総督府官報』(1942年2月21日)
- 13) 林宗義 (1984): 前掲書, pp. 6-7.
- 14)「五分埔療養院更名案」(1945年12月10日) によれば、1945年12月に「省立五分埔療養院」から「省立錫口療養院」に改称された。この文書は台湾の國史館臺灣文獻館のサイト「文獻檔案査詢系統」(https://onlinearchives.th.gov.tw/index.php?act=Archive)から、典藏號:0030323 1062002を参照。
- 15)「五分埔及松山療養院院長派任案」(1945年11月10日)、 同上サイトの典藏號: 00303231062001
- 16)「錫口療養院院長宋尚徳請辭案」(1946年1月30日)、 同上サイトの典藏號:00303231062004
- 17) 宋尚徳「台湾ノ精神病神経症ト刺激反応系障害説」, 『中脩三教授還暦記念論文集』(中脩三教授還暦記念会, 1961). pp. 174-187. これより前の1951年の段階では、宋 自身の病院について「尚徳医院」という名称も見られる (林啓宗「台湾精神病学発達史並精神病院設施的状況」, 陳永興『飛入杜鵑窩』(1981), p. 70.)。
- 18) 松谷哲男編『東寧会四十年 台北帝大医学部とその 後』、東寧会 (1978), pp. 317-319. 同書 p. 362 には、宋尚 徳の「しばらく前橋市に」という短文が掲載されている。
- 19) 勝田のフルネームは「官公吏台湾留台者名簿(昭和二十一年十二月二十八日現在)」(河原功編『編集復刻版 資料集 終戦直後の台湾 第3巻』 不二出版(2015)に所収)を参照。
- 20) 少なくとも戦前の『台湾総督府及所属官署 職員録』では、昭和17 (1942) 年11月1日現在の名簿を最後に宗本尚徳の名前は出てこない。
- 21) 何は1950年に錫口療養院の院長だった記録がある。 「省立錫口療養院何開治核薪案」(1950年11月20日)、上 述の國史館臺灣文獻館のサイト「文獻檔案査詢系統」か ら典藏號:0040323109263006
- 22) 林宗義 (1984): 前掲書, pp. 6-7.
- 23) 林宗義 (1984): 前掲書, pp. 27-28.
- 24) 林宗義 (1984): 前掲書, p. 43.
- 25) 林宗義 (1984): 前掲書, p. 46.
- 26) 林宗義 (1984): 前掲書, p. 57. なお、林の台中の静和医院への関与については http://www.cott.org.tw/about を参

- 照。加えて、林の高雄の省立精神病院への貢献については、https://wp.kmu.edu.tw/schoolmag/files/2014/01/299.pdfに記事(「追思恩師林宗義教授 並追憶他對高雄醫學院的貢獻」)がある。
- 27) 法制度的なインフラという観点からは、日本統治下台湾でも1936年から施行された精神病者監護法と精神病院法にも言及しておくべきだろう。当然ながら、この2法は1945年の日本支配の終了とともに台湾では無効になった。だが、戦後台湾では1990年にはじめて精神保健立法がなされたことなどを考えると、この2法の「思想」は台湾の精神医療の「現場」で一定の影響力を持ち続けていた可能性はある。
- 28) 橋本明 (2021): 前掲論文. なお、巫毓荃の最近の論文では、基隆養命堂をのぞく8つの施設に加えて、台北帝大医学部の附属病院精神科、成徳学院(菅修の1937年の論文では「少年教護院」) および台北更生院(菅論文では「麻薬中毒患者救護施設」)を1941年時点での台湾の「精神医院」として列挙している。巫毓荃「專業、國家、美援與民間社會——1945-1970年臺灣的精神醫療」『新史學』33(3),87-150,(2022),菅修「本邦ニ於ケル精神病者並ビニ之ニ近接セル精神異常者ニ関スル調査」『精神神経学雑誌』41(10),793-884 (1937)を参照。
- 29) 大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究――台湾・朝鮮』 ミネルヴァ書房 (2007), pp. 72, 187.
- 30) 高雄慈恵院は「財団法人台湾省私立高雄仁愛之家」、 台中慈恵院は「財団法人台湾省私立台中仁愛之家」、台 南慈恵院は「財団法人台湾省私立台南仁愛之家」、へと 変更された。なお、台北仁済院は特例として「仁愛之家」 を冠さず、「財団法人台湾省私立台北仁済院」と称して いる。陳燕禎「臺灣社會福利非營利組織之研究:以私立 仁愛之家為例 (1899-1996)」『臺灣文獻』59(3), 295-338 (2008) を参照。
- 31) 財団法人台湾省私立台中仁愛之家の附設静和医院のホームページ (http://www.cott.org.tw/about) を参照。
- 32) 1990年の財団法人台湾省私立高雄仁愛之家附設慈恵 医院の成立年代については、2019年9月に行った台湾 調査の際に入手した、高雄市内でクリニックを開業して いる精神科医の文榮光氏からの資料にもとづく。
- 33) 林宗義が1946年に台湾にもどったときに、中村譲が経営していた養浩堂医院には30床あったという(林宗義(1984): 前掲書, p. 6)。また、岡本重慶によれば、中村は戦後しばらく台湾に残り、台湾大学で精神病学の講義も担当していたが、1947年に日本に引き揚げた。京都に住み、大阪にある精神科の浜寺病院の院長に就任した。没年は不明である(岡本重慶『忘れられた森田療法――歴史と本質を思い出す』。創元社(2015), p. 79.)。また、1946年に養浩堂医院は養神院を引き継いだ省立錫

- 口療養院の分院となったが1949年に廃止され、その後は空軍病院になったという(林啓宗(1981): 前掲書, pp. 63-72.)。さらに2018年9月に筆者が台北を訪れて調査をしたところでは、養浩堂医院の敷地には国立台湾大学農学院附設動物医院が建っていた(近代日本精神医療史研究会のホームページhttp://kenkyukaiblog.jugem.jp/?eid=540)。
- 34) 林宗義は1946年に台湾にもどったときの状況として、 「台南には永康荘という私立精神病院があって、かつて は日本人医師 [注:病院創設者の竹内八和太のことだろ う]がいたが、これが一五床、今は医者は一人もいな い」(林宗義 (1984): 前掲書, p. 6) と述べている。竹内 八和太が日本に引き揚げた時期は不明である。なお、 1949年の台湾省議事録によれば、台湾全土での精神病 床の不足を背景に南部の精神病患者を収容するために、 旧・永康荘を台湾省の精神病院として使用する案が出さ れている(臺灣省參議會第一屆第七次定期大會・1949 民國38年·「請將原永康莊精神病院收回復辦以收容南部 方面精神病患者案」〈臺灣省議會史料總庫、議事錄〉典 藏號:001-01-07OA-00-5-3-0-00126)。巫毓荃((2022):前 掲論文, p. 94) によれば、竹内八和太が帰国した後、 旧・永康荘は台南工業職業学校の寄宿舎として使用され ていたが、上記の1949年に出された省立精神病院への 改修案は結局却下されたという。
- 35) 林憲『文化精神医学の贈物――台湾から日本へ』. 海鳴社 (2004), pp. 178-185.
- 36) 林宗義 (1984): 前掲書, p. 36.
- 37) 簡錦標「台湾から見た日本の地域ケア」『日本精神科 病院協会雑誌』21(12), 1241-1244 (2002).
- 38) 陳永興「國家醫療與精神醫療政策」『臺灣精神醫學』 11(1), 3-15 (1997).
- 39) 臺灣省議會史料總庫のサイトは以下のとおり。https://drtpa.th.gov.tw/index.php?act=Archive
- 40)〈臺灣省議會史料總庫. 議事錄〉典藏號:001-01-05OA-00-6-8-0-00423
- 41)〈臺灣省議會史料總庫.議事錄〉典藏號:002-01-02OA-00-6-4-0-00502
- 42)〈臺灣省議會史料總庫.公報〉典藏號: 002-02-04OA-07-5-3-01-00468
- 43)〈臺灣省議會史料總庫. 議事錄〉典藏號:003-02-01OA-02-6-2-0-00120
- 44) 巫毓荃 (2022): 前掲論文, pp. 101-102.
- 45)〈臺灣省議會史料總庫. 議事錄〉典藏號:003-04-03OA-01-5-3-01-05110
- 46) 衛生福利部附屬醫療及社會福利機構管理會所屬醫院 『走過百年風華——衛生福利部所屬醫院轉型紀實』 衛生 福利部 (2013).
- 47) 巫毓荃 (2022): 前掲論文, pp. 119-120.

- 48) 巫毓荃 (2022): 前掲論文, pp. 106-108. ちなみに、当時国立台湾大学精神科教授だった林宗義らは、精神病患者を僻地に集めて治療するのは脱施設化の流れに反するとして、玉里での病院設置計画にはネガティブな意見を持っていたという。黄媛齢「治療性社區玉里模式的在地實踐」, 蔡友月, 陳嘉新編『不正常的人?台灣精神醫學與現代性的治理』, 聯經 (2018), pp. 505-554.
- 49) 巫毓荃 (2022): 前掲論文, p. 127.
- 50) 巫毓荃 (2022): 前掲論文, p. 107.
- 51) Chih-Yuan Lin, Ai-Ling Huang, Harry Minas, Alex Cohen: Mental hospital reform in Asia: the case of Yuli Veterans Hospital, Taiwan. *International Journal of Mental Health Systems* 3, Jan 2009, ArtID: 1.
- 52) 筆者は2023年9月19~21日に臺北榮民總醫院玉里分院およびその関連施設を見学し、その歴史と現状を把握する機会を得た。その詳細については、別稿で報告することになるだろう。
- 53) 陳永興『臺灣醫療発展史』. 新自然主義 (2003), p. 175.
- 54) 陳永興 (1981): 前掲書.
- 55)〈臺灣省議會史料總庫. 公報〉典藏號:003-07-05OA-52-6-2-00-01806
- 56)〈臺灣省議會史料總庫. 議事錄〉典藏號: 003-07-09EA-00-5-3-01-05200
- 57) 〈臺灣省議會史料總庫. 議事錄〉典藏號:003-07-09EA-00-5-3-01-05192
- 58) ぞれぞれの地区の拠点病院は次のとおりである。「台北区」:台北市立連合医院、「北区」:桃園療養所、「中区」: 草屯療養所、「南区」:成大(国立成功大学)附設医院、 「高屏区」:高雄市立凱旋医院、「東区」:玉里榮民医院。
- 59) Jung-Kwang Wen (文榮光): The Hall of Dragon Metamorphoses: A Unique, Indigenous Asylum for Chronic Mental Patients in Taiwan. *Culture, Medicine and Psychiatry* 14: 1–19 (1990).
- 60) Jung-Kwang Wen, Su-Ting Hsu, Nai-Ying Ko: The Hall of Dragon Metamorphoses Tragedy: Life and Death in An indigenous Mental Asylum in Taiwan 1983–2018. World Association of Cultural Psychiatry 5th World Congress. New York, October 2018.
- 61)〈臺灣省議會史料總庫.公報〉典藏號:003-08-01OA-57-6-2-00-00156
- 62)〈臺灣省議會史料總庫.公報〉典藏號:003-08-01OA-57-6-8-00-02882
- 63)〈臺灣省議會史料總庫.公報〉典藏號:003-08-01OA-57-6-2-00-00179
- 64)〈臺灣省議會史料總庫.公報〉典藏號:003-08-03OA-59-6-8-00-02297
- 65) Jung-Kwang Wen, Su-Ting Hsu, Nai-Ying Ko (2018): op. cit.

- 66) 張乾琦 (Chien-Chi Chang) の "The Chain" と題された 一連の写真は、Magnum Photos のサイト (https://www. magnumphotos.com/newsroom/society/chien-chi-chang-thechain/) で閲覧できる。
- 67) 富山侑美「台湾「精神衛生法」の制定と改正」『精神 医療制度に関する法制度の国際比較調査研究:平成27 年度総括・分担研究報告書:厚生労働科学研究費補助金 (障害者対策総合研究事業)』 (2016), pp. 25-31.
- 68) 町野朔「「保護者」と「保護人」:台湾・精神保健法の制定を契機として」『上智法學論集』38(3),171-188 (1995).保護人制度については、国家が精神障害者のケアの責任を家族に転嫁していると批判されていた(唐文慧「精神衛生法之立法過程――政體取向分析」『中華心理衛生學刊』10(1),1-27 (1997))。2007年に改正された台湾の精神衛生法では、1990年の法制定当時には見送られていた日本の精神医療審査会に相当する「審査会」を導入したほか、精神障害者の権利の擁護のための義務と責任を家族から社会や専門家に委ねることとするなど、精神障害者の権利保護の制度が一段と充実したと評されている(富山侑美 (2016):前掲論文)。
- 69)「龍發堂解散 2 年多 病患無處安置家屬壓力大」『公視新聞網』(2020年1月3日)。記事は以下の URL を参照https://news.pts.org.tw/article/461406 他方、龍發堂側は、「名ばかりの防疫」を理由に、行政当局が龍發堂を消滅させようとしていると批判している。筆者が2019年9月8日に龍發堂を訪れたときに手渡された冊子「龍發堂的存在——衛生局以"防疫"為名行"滅龍發堂"為實?(龍發堂の存在——衛生局の名ばかりの防疫は実は龍發堂を消すため?)」(制作年代不詳)を参照。
- 70) Jung-Kwang Wen, Su-Ting Hsu, Nai-Ying Ko (2018): *op. cit.* その後の龍發堂の状況については、筆者の以下の文献を参照。橋本明「台湾と精神医療史——高雄の龍發堂を訪ねて」『生涯発達研究』13,109-113 (2021).
- 71) 唐文慧 (1997): 前揭論文.
- 72)陳永興「迎接醫療人權時代的來到——精神衛生法的時代意義」『中國時報』(1990年11月29日)。ただし、陳自身がその後の1997年に発表した前掲論文では、「台湾の精神医療の発展にとって、精神衛生法は政府がすべき多くの仕事を規範化しており、精神衛生体系と施設の健全化、精神医療業務の規範化、精神病患者の強制鑑定と入院治療、そして患者に対する保護と患者の権益などを含んでいる。しかし、実際には現在の政府の政策を見ても、立法であれ予算であれ、必ずしも精神衛生法の要件を満たしているとは限らない」と、法制定後の停滞に不満を述べている。
- 73) 劉揮斌「醫學雖打敗了宗教——回首來時路, 龍發堂爲 何能存在二十年?」『中國時報』(1990年11月26日), 唐

- 文慧 (1997): 前掲論文, p. 2. なお、龍發堂が存続してきたことについて、医療資源の不足の文脈からではなく、あえて龍發堂を選択した人々もいたという点から、現代の精神医療システムを再考する契機であるとする湯家碩の論考も重要であろう。湯家碩「龍發堂與台灣現代精神醫療,1980-1990」,蔡友月,陳嘉新編『不正常的人?台灣精神醫學與現代性的治理』,聯經 (2018), pp. 459-498を参照。
- 74) 唐文慧 (1997): 前掲論文, pp. 13-14.
- 75) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 9.
- 76) 大東和重『台湾の歴史と文化』 中央公論新社 (2020). pp. 201-208.
- 77) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 9.
- 78) 唐文慧 (1997): 前掲論文, pp. 10-11.
- 79) 大東和重 (2020): 前掲書, pp. 231-239.
- 80) 台湾研究所編『日文版 中華民国総覧 1990年版』. 台湾研究所 (1990). pp. 30-31.
- 81) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 16.
- 82) 陳は後に民進党に入党し、1996年から1999年まで花 蓮県選出の立法委員を務めた。立法院全球資訊網(https://www.ly.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeid=778) を参照。
- 83) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 16.
- 84) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 16.
- 85) 唐文慧 (1997): 前掲論文, p. 16. 興味深いものとして、このような抗議活動だけではなく、龍發堂が自らの存在をアピールするために、1986年2月に180人余りの同堂の患者と信者が行った台湾を巡る4日間の「環島旅行」が挙げられる。各地の寺院を訪れ、地域の人々と交流するなどの活動がメディアでも報道され、龍發堂に対する肯定的な評価も広まったという。湯家碩(2018): 前掲論文を参照。
- 87) 唐文慧 (1997): 前揭論文, p. 16.
- 88) Jia-Pei Shie, Chao-Yueh Su, Frank Huang-Chih Chou: Enhancing the Protection of Medical Human Rights for Mental Patients in Taiwan. *International Journal of Emergency Mental Health and Human Resilience* 17(3), 659–660 (2015).
- 89) 塩満卓「諸外国における強制入院制度とわが国の医療 保護入院:イギリス、韓国、台湾との比較を中心に」 『精神医療 第4次』97,75-82 (2020).